

広報直島

2024 Jul. No.852

7

すな お な え が お の し ま

contents

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 02 財政事情の公表 | 12 住民福祉課からのお知らせ |
| 04 総務課・建設経済課からのお知らせ | 14 まちづくり観光課からのお知らせ |
| 05 建設経済課・住民福祉課からのお知らせ | 18 ふれあい診療所からのお知らせ |
| 10 カメラリポート | |



町の人口 | 7月1日現在(先月比) 世帯数/1,591(+5) 人口/2,916(+1) 男/1,511(+3) 女/1,405(-2)

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.21km²

直島町HP / <https://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / somu1@town.naoshima.lg.jp



財政事情の公表

令和6年3月31日現在

町の財政事情を公表します。

ここに公表する財政事情は、令和5年度の町の予算がどのように使われたか、皆さんによく知っていただくためのものです。

項目に少し分かりにくい言葉もありますが、自分の家の家計簿を見るつもりでご覧いただき、誰もが明るく楽しい生活ができる直島のまちづくりに、ご理解とご協力をお願いします。

一般会計支出状況調書

(単位：千円・%)

科 目	当初予算額	予算現額	支出済額	支出率
1 議会費	52,241	52,029	51,321	98.6
2 総務費	595,559	975,894	408,662	41.9
3 民生費	580,527	624,525	581,205	93.1
4 衛生費	549,880	528,227	482,031	91.3
5 労働費	6	6	2	33.3
6 農林水産業費	47,390	44,217	33,738	76.3
7 商工費	67,358	94,318	81,132	86.0
8 土木費	608,334	537,278	435,635	81.1
9 消防費	102,646	93,286	69,169	74.1
10 教育費	253,210	231,008	213,700	92.5
11 災害復旧費	18	18	0	0.0
12 公債費	451,984	451,934	443,875	98.2
13 諸支出金	3	17,090	17,089	100.0
14 予備費	10,000	8,719	0	0.0
歳出合計	3,319,156	3,658,549	2,817,559	77.0

(注)「予算現額」欄は、前年度からの繰越事業を含む。

一般会計収入状況調書

(単位：千円・%)

科 目	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率
1 町 税	840,791	904,502	908,039	100.4
町 民 税	212,862	217,399	222,294	102.3
内 固定資産税	594,913	652,029	652,161	100.0
軽自動車税	14,047	14,267	14,248	99.9
たばこ税	18,969	20,807	19,336	92.9
2 地方譲与税	10,718	10,811	11,046	102.2
3 利子割交付金	500	286	273	95.5
4 配当割交付金	3,300	3,082	4,136	134.2
5 株式等譲渡所得割交付金	2,700	3,781	4,138	109.4
6 法人事業税交付金	10,000	12,017	12,425	103.4
7 地方消費税交付金	84,000	85,500	89,609	104.8
8 環境性能割交付金	800	1,219	1,225	100.5
9 地方特例交付金	901	1,067	1,066	99.9
10 地方交付税	1,070,000	1,224,482	1,281,282	104.6
11 交通安全対策特別交付金	1	1	0	0.0
12 分担金および負担金	24,848	25,675	25,795	100.5
13 使用料および手数料	76,434	74,386	75,015	100.8
14 国庫支出金	116,291	194,192	171,436	88.3
15 県支出金	124,808	130,005	70,951	54.6
16 財産収入	7,066	7,143	6,930	97.0
17 寄附金	70,008	50,057	50,727	101.3
18 繰入金	791,063	696,322	391,519	56.2
19 繰越金	30,000	173,145	173,146	100.0
20 諸収入	16,927	28,876	23,344	80.8
21 町 債	38,000	32,000	0	0.0
22 自動車取得税交付金	0	0	123	0.0
歳入合計	3,319,156	3,658,549	3,302,225	90.3

町有財産の現況

区 分	面 積・金 額
土 地	895,923.14㎡
建 物	39,409.64㎡
有 価 証 券	0 円
出資による権利	10,489,440 円
基 金	1,409,400,000 円
債 権	0 円
一 般 現 金	410,000 円
一 般 預 金	675,735,756 円

町 税 負 担 額

区 分	税 額	一人当り税額	一世帯当り税額
町 民 税	223,490 ^{千円}	76,880 ^円	142,441 ^円
固定資産税	650,977	223,934	414,899
そ の 他	34,676	11,928	22,100
合 計	909,143	312,742	579,440

令和6年3月31日現在 現在人口 2,907 人 世帯数 1,569 戸

町 債 の 現 在 高

(単位：千円)

区分	借入先	金 額	備 考	
普通会計	財 務 省	2,015,633	一般公共事業債	7,281
			一般廃棄物処理事業債	47,786
			減税補てん債	0
			減収補てん債	4,000
			学校教育施設等整備事業債	43,689
			臨時財政対策債	939,155
			辺地対策事業債	138,381
			過疎対策事業債	650,553
			全国防災事業債	15,170
	病院事業債	169,618		
	地方公共団体金融機構	86,733	緊急防災・減災事業債	86,733
	株 式 会 社 かんぽ生命保険	5,243	減税補てん債	1,897
			一般公共事業債	3,346
株 式 会 社 ゆうちょ銀行	14,399	一般公共事業債	0	
		減税補てん債	0	
		臨時財政対策債	14,399	
株 式 会 社 百十四銀行	12,693	臨時財政対策債	12,693	
香川県農業協同組合	40,576	臨時財政対策債	40,576	
特別会計	財 務 省	535,941	下水道事業債	524,482
			辺地対策事業債(下水道)	10,575
			過疎対策事業債(下水道)	884
地方公共団体金融機構	110,487	下水道事業債	110,487	
企業会計	財 務 省	1,220,260	簡易水道事業債	985,268
			辺地対策事業債(簡易水道)	234,992
			過疎対策事業債(簡易水道)	0
	地方公共団体金融機構	51,599	簡易水道事業債	51,599
合 計		4,093,564		

※町債残高は3月31日現在のものであり、5月に借入を行った令和5年度分(20,700千円)を除く。

簡易水道事業会計の状況調書

(単位：千円)

区 分	収益的収支		資本的収支	
	予 算 額	執 行 額	予 算 額	執 行 額
収 入	478,094	512,701	78,361	78,359
支 出	473,969	432,196	184,626	175,481
収 支 差 引	4,125	80,505	△ 106,265	△ 97,122

特別会計の状況調書

(単位：千円・%)

区 分	当初予算額	予算現額	収入済額	収納率	支出済額	支出率
国民健康保険事業特別会計	451,800	365,754	337,241	92.2	329,213	90.0
介護保険事業特別会計	402,299	439,083	438,093	99.8	381,711	86.9
診療所事業特別会計	319,712	314,339	298,212	94.9	300,162	95.5
後期高齢者医療事業特別会計	68,086	72,023	72,494	100.7	64,250	89.2
下水道事業特別会計	272,584	299,974	290,808	96.9	286,808	95.6
宅地造成事業特別会計	109,009	84,123	84,662	100.6	81,419	96.8
合 計	1,623,490	1,575,296	1,521,510	96.6	1,443,563	91.6



総務課からのお知らせ

令和6年 消防功労者定例表彰

6月11日（火）に香川県庁ホールで消防功労者定例表彰式が行われ、次の方々が受賞されました。（敬称略）

香川県知事表彰

竿頭綬

直島町消防団

永年勤続功労章

山本 涼二（第1分団部長）

米谷 和也（第1分団部長）

香川県消防協会会長表彰

功績章

西岡 裕喜広（副団長）

功労章

西村 和弥（第3分団部長）

勤続章

濱口 拓也（第2分団部長）

日本消防協会会長表彰

精績章

乾 道 教（元副団長）

勤続章

中谷 祐之（第3分団副団長）

消防庁長官表彰

永年勤続功労章

下 津 哲（副団長）

令和5年秋の叙勲

瑞宝単光章

新宮 正三（元第1分団分団長）

お問い合わせ 総務課 ☎087-892-2222

建設経済課からのお知らせ

令和6年度狩猟免許試験のご案内

1. 試験日時等

	日 付	時 間	種 目	会 場	申請書受付期間
第1回	8月24日(土)	9:00~	わな猟	香川県庁北館	7月5日(金)~ 7月30日(火) (必着)
第2回		13:30~	第一種銃猟 第二種銃猟		
第3回	8月25日(日)	9:00~	わな猟		
第4回		13:30~	第一種銃猟 第二種銃猟		
第5回	8月26日(月)	9:00~	わな猟		

2. 申請手数料 免許1種類につき5,200円（県証紙）

※他の種類の狩猟免許の交付を受けている方は1種類につき3,900円

免許を取得し、町内で有害鳥獣の駆除に従事していただける方は、町から狩猟免許試験申請手数料、狩猟免許試験予備講習会受講料、受験申請時添付用の医師診断書料の補助があります。

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224

建設経済課からのお知らせ

急傾斜地崩壊対策事業補助について

急傾斜地崩壊対策事業とは

傾斜が急で、崩壊の危険性のある自然がけ等に対して、傾斜地の所有者または住宅所有者が崩壊対策工事を行うことが困難な場合、町が擁壁工事や法面工事を行い、がけ崩れから住民の生命を守る事業です。

香川県急傾斜地崩壊対策事業県費補助要綱に基づく採択基準

1. 急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地に限る。）の高さが5 m以上であること。
2. 移転適地がないこと。
3. 人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのある急傾斜地であること。
4. 自然斜面である急傾斜地であること。ただし、人工斜面であっても築造から10年以上経過したものうち、あらかじめ知事の承認を受けた急傾斜地を含むものとする。
5. 本事業の施行については、香川県急傾斜地崩壊対策事業県費補助要綱および香川県補助金交付規則に基づくものとする。

経費の内訳

県費	対象事業費の1／2程度
町費	事業費の1／4程度
分担金	事業費の1／4程度（個人負担金）

上記の採択基準をみたし、急傾斜地崩壊対策事業補助を受けたい場合は、**8月9日(金)までに建設経済課**にご連絡ください。

なお、要望が多い場合は、香川県と調整のうえ協議により事業箇所を決定します。

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224

住民福祉課からのお知らせ

出張年金相談を開催します

●開催日

7月18日(木) **事前予約制**

●場所・時間

- ・役場（1階小会議室） 9：30～12：30
- ・西部公民館（1階研修室） 13：00～16：00

年金相談をご希望の方は

『街角の年金相談センター高松（オフィス）』に

事前予約をお願いします。

（年金手帳などに記載されている基礎年金番号が必要です。）

☎087-811-6020（予約用）

平日8：30～17：15

【土・日・祝日を除く】



●相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等

●年金請求・各種手続き

老齢年金、遺族年金、障害年金、離婚分割、住所・口座変更等

●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証等）が必要です。

年金事務所と同等のサービスが受けられます。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223



..... 住民福祉課からのお知らせ

国民健康保険に加入されている皆さんへ…

8月からお使いいただく 新しい「国民健康保険被保険者証」の お届けについて

現在お使いいただいている被保険者証の有効期限は7月31日です。

8月1日から使用していただく新しい被保険者証（水色）は、

7月31日までに特定記録郵便で、ご自宅に配達されます。

同封するパンフレットなども必ずお読みください。



70歳以上の方にお送りしていた高齢受給者証は被保険者証と一体化しています。そのため、**高齢受給者証はお送りしません**ので、お間違いのないようよろしくお願いします。

被保険者証は、国民健康保険に加入している証明書で、病気などで医療機関にかかるときに必要です。カード型で小さいので、なくさないように気をつけてください。

なお、今までの被保険者証、被保険者証兼高齢受給者証は回収しませんので、各自で処分をお願いします。

●被保険者証廃止について

令和6年12月2日以降、現行の被保険者証は廃止されます。

今回お送りする被保険者証は令和7年7月31日までご利用いただけます。

令和6年12月2日以降に新規加入した場合は、マイナ保険証を保有していない方については「資格確認書」を、マイナ保険証を保有している方には「資格情報のお知らせ」を交付します。

また、継続して加入している方は、今回の被保険者証の有効期限が切れる前（令和7年7月頃）に新規加入者と同様、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付する予定です。

「台湾東部沖地震救援金」のお礼について

台湾東部沖地震救援金へ多くの皆さまより、温かいお気持ちをお寄せいただきありがとうございます。救援金の受付状況を報告いたします。

皆さまからお預かりした救援金は、日本赤十字社を通して、被災地の方に届けられます。

役場庁舎内の募金箱での受付は、令和6年6月28日をもって終了いたしました。皆さまのご協力、誠にありがとうございました。

総額 14,717円

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

住民福祉課からのお知らせ

後期高齢者医療被保険者証の送付について

現在、被保険者の皆さんがお持ちの被保険者証は、7月末で有効期限が満了となります。

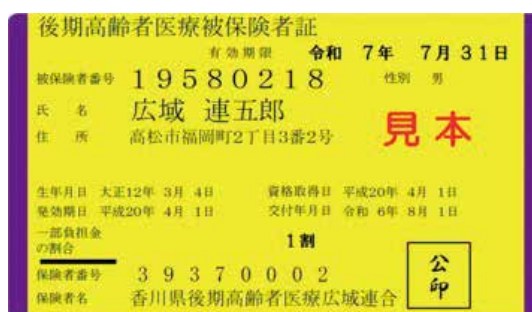
そのため、8月からご使用いただく新たな被保険者証を、すべての被保険者に **7月中旬以降『特定記録郵便』(黄色の封筒)でお届けします。**

※ **7月下旬以降**、被保険者証がお手元に届かない場合は、配達状況を確認しますので、**住民福祉課**へお申し出ください。

古い被保険者証との主な変更点

【表面】

- 両端が緑色から**紫色**に変更



被保険者証等を受け取ったら

被保険者証等に記載されている内容に間違いがないか確認してください。記載内容に相違がある場合は、お手数ですが、**住民福祉課**へお申し出ください。

有効期限の切れた被保険者証の返還

現在お持ちの被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、**住民福祉課**までお返しいただくか、ご自身で破棄をお願いします。

●被保険者証について

令和6年12月2日以降、現行の被保険者証は廃止されます。

今回お送りする被保険者証は令和7年7月31日までご利用いただけますが、令和6年12月2日以降に被保険者証を紛失したり差替えが必要となった場合は、「マイナ保険証」※1をご利用ください。マイナ保険証をお持ちでない方には、現行の被保険者証の代わりとなる「資格確認書」を交付しますので住民福祉課にて手続きをお願いします。

なお、被保険者証廃止後に新たに資格取得される方には、「マイナ保険証」の登録状況に応じて「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」※2をお送りします。

ご自身でマイナ保険証の登録状況をお持ちのスマートフォンでマイナポータル(アプリ)にてご確認ください。確認方法等分からない場合は、**住民福祉課窓口**にて確認ができますので、マイナンバーカードをご持参ください。(マイナンバーカード登録時の4ケタの暗証番号が必要です)

※1 「マイナ保険証」とは、被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

※2 「資格情報のお知らせ」は、「マイナ保険証」をお持ちの方が自身の情報を簡単に確認できるようお送りする書面です。医療機関では使えませんので、受診の際は「マイナ保険証」をお持ちください。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223 / 香川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866



●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

日赤奉仕団からのお知らせ

いよいよ今年も台風シーズンが到来します。皆さん、対策は万全でしょうか？
今回は非常の際に役に立つグッズを紹介します。ぜひ、ご確認ください。

貴重品 ☐ 現金(小銭を含む) ※公衆電話用に10円玉、100円玉 ☐ 車や家の予備鍵 ☐ 予備の眼鏡、コンタクトレンズなど ☐ 銀行の口座番号・生命保険契約番号など ☐ 健康保険証 ☐ 身分証明書(運転免許証、パスポートなど) ☐ 印鑑 ☐ 母子健康手帳	情報収集用品 ☐ 携帯電話(充電器を含む) ☐ 携帯ラジオ(予備電池を含む) ☐ 家族の写真(はぐれた時の確認用) ☐ 緊急時の家族、親戚、知人の連絡先 ☐ 広域避難地図(ポケット地図でも可) ☐ 筆記用具	食料など ☐ 非常食 ☐ 飲料水	便利品など ☐ 防災ずきんかヘルメット ☐ 懐中電灯(予備電池を含む) ☐ 笛やブザー(音を出して居場所を知らせるもの) ☐ 万能ナイフ ☐ 使い捨てカイロ	清潔・健康のためのもの ☐ マスク ☐ ビニール袋 ☐ アルミ製保温シート ☐ 毛布 ☐ スリッパ ☐ 軍手か皮手袋 ☐ マッチライター ☐ 給水袋 ☐ 雨具(レインコート、長靴など) ☐ レジャーシート ☐ 簡易トイレ	その他 ☐ 救急セット ☐ 常備薬・持病薬 ☐ タオル ☐ トイレ用ペーパー ☐ 着替え(下着を含む) ☐ ウェットティッシュ ☐ 紙おむつ(幼児用・高齢者用など) ☐ 生理用品 ☐ 粉ミルク・哺乳瓶(赤ちゃんに必要なもの) ☐ その他自分の生活に欠かせないもの
--	---	--	--	--	---

ご自身の環境に合わせて必要なものを準備してください。

日本赤十字社 HP より引用

～ 見直しましょう！重複服薬 ～【医療費適正化のために】

●重複服薬とは

複数の医療機関にかかっている場合に、同じ効能の薬が重複して処方され、それを服用することです。

●重複服薬のデメリット

- ・処方薬は市販薬より薬効が強いため、重複して飲むと体に負担がかかり危険です。
- ・異なる医療機関で同じ効能の薬をもらうのは医療費のムダ遣いです。
- ・医療費が増えると、国保財政が圧迫され、保険料の引き上げを招きます。



重複服薬を防ぐコツ

●かかりつけ薬局を持ちましょう

“かかりつけ薬局”とは、処方箋をもらったら、そこで調剤してもらおうと決めている薬局のことです。複数の医療機関で受診したとき、薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてもらえます。

●「お薬手帳」を活用しましょう

「お薬手帳」とは処方された薬の詳細を記録できる手帳のことです。薬の重複などをチェックできます。

～国民健康保険の届け出・申請にはマイナンバーの記載が必要です～

国民健康保険の届け出・申請にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要となっています。

届け出・申請の際は届け出・申請者、世帯主、手続対象者全員分のマイナンバー（個人番号）がわかるものを持参してください。お手数をおかけしますが、よろしくお願いします。

～国民健康保険についてのお問い合わせは住民福祉課国民健康保険係まで、ご連絡ください。～

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

..... 住民福祉課からのお知らせ

国民年金基金相談会のお知らせ

このたび、下記の日程で国民年金基金相談を実施します。お気軽にご相談ください。

日 時 7月26日(金) 10:00~15:00まで

場 所 直島町役場 1 階 小会議室

全国国民年金基金香川支部 ☎フリーダイヤル 0120-65-4192

国民年金基金は、「自営業等の方にもサラリーマン並みの老後保障を！」ということで設立された公的な制度です。

国民年金に上積みして、より豊かな老後を保障するもので、自分の将来設計に合わせて年金を積み立てられます。特徴としては

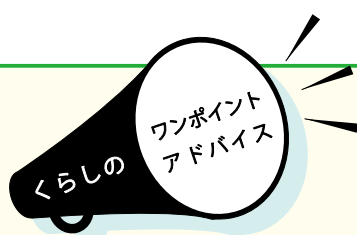
- 終身年金なので長生きリスクを軽減できる
- 掛金が全額社会保険料控除となるので所得税、住民税が軽減される
- 80歳までの死亡時の一時金がついてくる（B型を除く）

加入できる人は、20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者および60歳から65歳未満の国民年金任意加入者、海外居住の国民年金任意加入者です。ただし、国民年金の保険料を免除されている人や、農業者年金に加入している人は加入できません。

このたび、国民年金基金についての相談会を開設しますので、お気軽にご相談ください。

詳しくは、**全国国民年金基金香川支部 ☎フリーダイヤル 0120-65-4192**までお問い合わせください。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223



子どものオンラインゲーム課金のトラブルを防ぐには

「子どもがオンラインゲームで高額な課金をした」という相談が多く寄せられます。

子どもに、保護者のアカウントでログインした状態のスマホを使わせると、登録している決済システムを使い課金してしまう場合があります。

子ども用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して課金を保護者の承認制にしましょう。

クレジットカードの明細を確認し、キャリア決済のパスワードなどは子どもが推測できない文字列にしましょう。

困ったときは、ひとりで悩まずにお電話ください。

「香川県消費生活センター ☎087-833-0999」「消費者ホットライン188（局番なし）」

6月14日(金)

親子ふれあい交流会

入園前の子どもさんを対象とした親子ふれあい交流会を実施しました。

当日は健康運動実践指導者の小野川先生をお招きし（先生は高松市で未就園児の親子教室などを行っています）、お母さんと音楽に合わせて身体を使って遊んだり、風船で遊んだりして楽しい時間を過ごしました！

次に来た時も楽しく遊びましょう♪



6月9日(日)

文化協会芸能大会

総合福祉センター劇場ホールにて、文化協会芸能大会が開催されました。

出演者の方々は、踊りや文楽、歌唱に演奏などを披露し、会場を大いに盛り上げていました。



6月16日(日)

直島コメづくりプロジェクト 田植え体験

積浦地区において、直島コメづくりプロジェクトの田植え体験が行われました。
天候にも恵まれ、子どもたちは昔ながらの田植えをどろんこになりながら楽しみました。
秋には、みんなで植えた稲の収穫体験を予定しています。



6月28日(金)

戦没者追悼式

戦没者追悼式を総合福祉センター劇場ホールで執り行いました。ご遺族・来賓の方々が集まり、戦没者のご冥福を祈り平和の誓いをたてました。

なお、追悼式に次の方からご寄附をいただきました。お礼申し上げます。

●三菱マテリアル株式会社直島製錬所





..... 健康推進室からのお知らせ

夏の運動について（水分と筋肉）

訪問看護ステーション ママック 作業療法士・末澤克美

盛暑の候、皆さんはお変わりなくお過ごしでしょうか？夏の暑さ対策として、水分摂取と筋肉の関係について知っていただき、元気に過ごしていただけたらと思います。



身体のほとんどは、水でできているといわれています。では身体のどの部位に1番水分が多いか、ご存じでしょうか？答えは筋肉です。筋肉は、体を動かす大切な役割とともに、体内の水分貯蔵庫の役割もあります。気温が高くなり、運動をすることには熱中症のリスクもあり、十分な注意が必要ですが、運動不足により筋肉の量が不足すると脱水しやすい体質になるともいえます。

そこで夏場の運動を継続して行ううえで、心掛けていただきたい点を記載しますので参考にしていただけたらと思います。

【水分摂取について】

- 運動開始の30分前には200ml程度（コップ1杯程度）の水分を摂取する。普段運動をあまりしない人や高齢者は、こまめな水分摂取が直ぐにできるようにペットボトル等を近くに準備しておくことをお勧めします。
- 食事が取れていない場合は、経口保水液などを積極的に利用することをお勧めします。
- 運動中も1時間に3～4回200ml程度必要とされています。運動後は失った水分を十分にとれる量を推奨します。



【夏場の運動条件について】

- 室内で運動を行う際には涼しい環境が望ましく、エアコンをつけ安定した環境（24度未満）で行いましょう。24度以上で運動（家事や労働も含む）する際には熱中症のリスクが高まるので、合間に積極的に水分や塩分を取ることを推奨します。
- ウォーキングなどの屋外の運動には、より慎重な対応が求められます。体調（睡眠や食事状況）や外の環境（日陰やエアコンのある休憩場所等）、実施時刻（早朝や夕方）をしっかりと決めて行いましょう。場合によっては中断できる判断力も必要です。



リハビリテーションについて詳しく知りたい方は、**健康推進室**へお問い合わせください。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400

健康推進室からのお知らせ

乳がん・子宮頸部がん検診のお知らせ

下記の日程で秋の検診を行います。

検診対象に該当する方は必ず受診し、自己の健康管理に役立てましょう！

実施月日 (曜日)	場 所	受付時間		
8月30日 (金)	町役場	乳がん	マンモグラフィ	9:15~12:15
			超音波	9:45~11:50 12:45~15:05
8月31日 (土)	西部公民館	子宮がん		9:15~10:50
		乳がん	マンモグラフィ	9:15~12:15
			超音波	8:15~11:50 12:45~15:50

【2024年度がん征圧スローガン】

がん検診
あなたの暮らしの
習慣に



乳がん検診

対象：満30歳以上の女性

料金：マンモグラフィ検診 500円
超音波検査 300円

※30歳・40歳代の方は、乳がん好発年齢であることから、2方向撮影になります。

※今年度のマンモグラフィ検診は、奇数年生まれ(例：昭和53年、55年など)の方が対象です。

子宮頸部がん検診

対象：満20歳以上の女性

料金：500円

※30~40歳の方で、希望される方は HPV 検査が追加で受けられます。(無料)

[HPV (ヒトパピローマウイルス) :
子宮頸部がんなどの原因となるウイルスです。]

乳がん検診・子宮頸部がん検診ともに事前に検診予約をとらせていただきます。

7月31日(水)までに健康推進室までご連絡ください。

受診申し込み後に送付する問診票に必要事項をご記入の上、健康手帳を持ってお越しください。

健診を受けられる方は、次のことにご協力ください。

- 健診会場ではマスクの着用、手指消毒など基本的な感染症対策をお願いします。
※検診を実施する香川県総合健診協会は「移動診療所」とされています。
医療機関はマスク着用が推奨されている観点から、引き続き、ご協力をお願いします。

- 衛生上の理由から、健診着を貸し出すことは原則中止します。

子宮頸がん：必ずスカートをはいてきて(持ってきて)ください。

乳 が ん：マンモグラフィ…前開きの服をご用意ください。

超 音 波…バスタオルを2枚お持ちください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ 健康推進室 ☎087-892-3400



..... まちづくり観光課（デジタル推進室）からのお知らせ

まちづくり景観活動をご支援します〈第2期募集〉

「直島町まちづくり景観条例」では“直島の景観をよりすばらしいものにしていくための活動をしたい”など、まちづくり景観活動を積極的に取り組む皆さんに技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことを定めた「**直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金交付要綱**」を制定しています。

町内外の個人、グループ、または団体などが行うまちづくり景観活動を広く支援しますので、積極的なご応募をお待ちしています。

事業の概要は、右記のとおりです。

①補助の対象となる景観整備事業ならびに補助金の額→別表のとおり

●例えばこのようなときに…

- 「古い伝統ある建物を改修して保存したい」^{注1)} → ア)
- 「門・塀などをまち並みに合うように改築したい」^{注2)} → イ)
- 「道路沿いを花いっぱいにしたい」 → ウ)
- 「直島の歴史を本にして後世に残したい」 → ウ)
- 「直島の伝統行事などを後々まで保存していきたい」 → ウ) など

注1) ただし、景観重要物件に指定された建物等に限ります。

注2) ただし、重点地区内（現在、本村地区の一部のみ）の建物に限ります。

②申請の締切 … 令和6年7月31日(水)まで

申請様式についてなど、詳しい内容・お問い合わせについては、まちづくり観光課までご連絡をお願いします。

別表

補助の対象となる事業		対象工事・経費	補 助 率	補助限度額
条例に基づくまちづくりを推進するために必要な事業	ハード事業	ア) 条例の規定により景観重要物件に指定された建築物、工作物その他の物件 ①外壁、屋根、軒裏、開口部など建築物等の外観を構成する部分の修繕、模様替えで保存のために必要な構造耐力上主要な部分の修繕を含む ②門、塀、工作物およびアプローチなど、建築物に付属するものの修繕、模様替え ③その他当該景観重要物件を良好な状態で保存するために必要と認められる工事	2 / 3	600万円
		イ) ア) 以外の建築物、工作物その他の物件で、景観審議会が認める物件（ただし、条例の規定により指定された重点地区内の物件に限る。） ①建築物の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費 ②門、塀、垣根の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費	1 / 3	100万円
	ソフト事業	ウ) 条例の目的に基づいたまちづくり活動で景観審議会が認める事業 調査研究費、計画策定費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、原材料費、その他町長が特に必要と認める経費	2 / 3	30万円

※次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象外となります。

- (1)法人並びに営利を目的とする個人および団体
- (2)宗教的または政治的な活動を目的とする法人、個人および団体

お問い合わせ まちづくり観光課（デジタル推進室） ☎087-892-2020

..... まちづくり観光課（デジタル推進室）からのお知らせ

本村地区（景観重点地区）内で家や外構を 新築・改修等する場合には事前に役場へ届け出が必要です！

直島町では、景観に係るまちづくりを重点的に進めていくべき地区として本村地区を重点地区に指定しています。

そこで、本村地区（景観重点地区）の美しい風景とまち並み景観を保全していくことを目的として平成25年4月1日より、下記内容の行為等をする場合には事前に役場へ届け出が必要となっています。重点地区内にお住まいの皆さんには大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

（届け出が必要な行為）

- ①**建築物**
 - 建築物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
- ②**工作物等（屋外広告物・塀・柵・門等）**
 - 工作物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

※景観に合わせた形での新築・改修等には補助金の交付がありますので、次の記事の「まちづくり景観活動をご支援します。」をご覧ください。

※ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。



みんなのまちづくり事業の募集について

集まった仲間同士で、「こんな町おこしをしたい」とか、「こんなイベントをすれば町が活気づく」と考えることをしてみませんか。町民の皆さんが自ら考え自ら行うまちづくり事業に対して、町が財政面で支援させていただく『みんなのまちづくり事業』を、今年度も引き続き実施します。

事業の概要等は次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

●対象となる事業

町民または町内にある団体等が自主的に実施するまちづくり事業全般で、例えば調査研究事業・研修事業・交流イベント事業・ボランティア事業などがあります。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

●**補助率** 補助対象経費の3分の2以内

●補助金の額

1事業当たり30万円を限度とします。
同事業で4年目以降の場合は、15万円を限度とします。

●**応募の締切** 令和6年7月31日(水)

●**申し込み先** まちづくり観光課デジタル推進室

お問い合わせ まちづくり観光課（デジタル推進室） ☎087-892-2020



..... まちづくり観光課からのお知らせ

直島町制施行70周年記念 第22回「直島の火まつり」について

今年の「直島の火まつり」は8月10日（土）に開催します。（悪天候の場合は、翌日に延期。）花火を約4,000発打ち上げるほか、夜店屋台や小学生の児童が彩色した行灯に加え、中学校音楽部による演奏、生徒によるソーラン、直島つつじ太鼓、フラダンスの披露などの催しも予定しております。皆様のご来場をお待ちしております。間近に打ち上げられる迫力満点の花火を今年もぜひお楽しみください。

詳しくは、別添のチラシをご覧ください。

直島の火まつり実行委員会



写真は昨年のものです。

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020



地域おこし協力隊ぐらむ



担当：野口

皆さん、こんにちは。野口です。

少し前のことになりますが、昨年の9月に「なおしま緑いっぱい、花いっぱい運動」の一環として無料配布していたチューリップの球根を、こつこつ育てていたのですが、4月にいただいた球根は無事すべて開花しました 🌷

半分は家の花壇に秋ごろに植えて、半分は冬の間紙袋に入れて冷蔵庫で保管し、年が明けてからペットボトルで水耕栽培しました。

ペットボトルの方が先に開花し、花壇の方が気持ち長く咲いてくれたかな？といった結果でした！

皆さんもぜひチャレンジしてみてください 😊

直島 # 地域おこし協力隊

チューリップ



2024. 7

歩行者ファーストかがわ2024 参加者募集！

横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる時は、**車両は横断歩道の手前で一時停止して歩行者の通行を妨げてはならない**と道路交通法に定められています。しかし、2023年のJAFの調査では**香川県の車両一時停止率は、39.1%で全国ワースト16位**です。

この現状を踏まえ、「**歩行者ファーストかがわ2024**」を実施し、横断歩道での歩行者優先ルールの遵守に取り組めます。

ぜひ、3人1組のチームで参加し、チーム全員が率先して「横断歩道は歩行者優先」のルールを遵守してください。

実施期間中に無事故・無違反を達成されたチームの中から抽選で**30万円分の旅行券**などが当たります。

- ・募集期間 7月1日～8月30日
- ・実施期間 9月1日～12月31日
- ・参加費 1チーム3,000円
- ・啓発グッズ マイクロファイバークロス（参加者に配布） ➡



問い合わせ先 県くらし安全安心課 TEL：087-832-3231

香川県 歩行者ファーストかがわ Q検索

働く皆様に安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんもお加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページをご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

直島町人事異動

◆異動 7月1日付（ ）内は、旧課名

【幼児学園】

次長補佐 植田 由紀（まちづくり観光課）

◆採用 7月1日付

町立診療所主任看護師 上田 智子



ふれあい診療所からのお知らせ

No.204

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



歯の健康と全身の健康について

(医師 谷 勇輝)

高齢化社会が進む中、近年では「寿命を伸ばす」ではなく、「健康寿命を伸ばす」という考え方が普及してきています。「健康寿命」とは、健康上の問題がなく日常生活を送れる期間のことで、集団の健康状態を表す健康指標の一つです。同じ長生きでも、例えば寝たきりの生活を送るのではなく自分の力で食べる、歩くなどの健康的な生活を送りたいと考える人が多いのではないのでしょうか。

今日は歯（口腔内）の健康と全身の健康の関わりのお話です。

①口腔機能の健康への影響

口腔機能には会話、食事、整容面などの役割があります。口腔機能の低下を生じると、結果として「社会とのつながりが減少」したり、「食事のバランスの悪化に伴い体重増加や筋力低下」につながったり、「言語コミュニケーションの低下」をきたすことがあるといわれています。

②口腔機能と寝たきり、認知症の関係

ある研究では、口腔機能の低下している人と、していない人を比較すると身体能力、要介護状態、新規死亡などの**リスクが2倍以上高い**という結果もあります。

③口腔機能の低下の原因

代表的疾患としては「う歯（むし歯）」と「歯周病」があります。中でも歯周病は糖尿病との関連が大きいといわれていて、歯周病の改善が糖尿病の改善につながることもあるそうです。また、心疾患（虚血性心疾患や心不全）、脳卒中、悪性新生物などとの関連も指摘されています。

【歯（口腔内）の健康を保つにはどうすべきか？】

- 正しい歯磨きをする
- 歯間の掃除をする（デンタルフロス、歯間ブラシ）
- 洗口液
- 定期的に歯科メンテナンスをする（歯垢除去、歯石除去など）
- 禁煙する



◎歯磨きについて

正しい歯ブラシの使い方が重要といわれています。

1. 正しく面を当てる
2. 軽い力で
3. 小刻みに動かす

また、毛先の開いた歯ブラシでは洗浄効率が40%程度低下するともいわれています。



◎歯間の掃除について

歯ブラシだけでは歯と歯の間は磨けません。日本では正直あまり普及していないように感じますが歯ブラシだけでは歯垢の60%程度しか除去できていないといわれています。デンタルフロスや歯間ブラシを効果的に用いることで歯垢除去率が大幅にUPします。

【最後に】

歯（口腔内）の健康を維持することは、毎日の習慣が重要です。歯がきれい、歯茎の色がきれい、口臭が少ないなど整容面での影響も大きく、歯（口腔内）がきれいであることでのデメリットはほぼないといえるでしょう。

みなさまも今一度、口腔ケアについて見直してみてもいいでしょうか？

お問い合わせ ふれあい診療所 ☎087-892-2266



宮ノ浦 橋詰 友香 6・18
荻野 哲平
宮ノ浦 高野 真由 6・15
大塚 愛貴
地区 氏名 月日
すえ永く お幸せに

結婚おめでとう (敬称略)

宮ノ浦 山田 優月くん 6・14
千尋 琢也
本村 三宅 凜晏ちゃん 6・12
未侑 椋太
本村 池尻 ひかりちゃん 6・7
麻衣 宏顕
地区 誕生日 お父さん お母さん
すこやかな成長をお祈りします

赤ちゃん誕生 (敬称略)

チャレンジ! 広報クイズ

Q.6月16日(日)に〇〇地区で直島コメづくりプロジェクトの田植え体験が行われました。秋には稲の収穫体験を予定しています。

①宮浦 ②本村 ③積浦 (ヒントは、広報紙の中にあります)

6月号の答え ② 応募総数8通

【応募締め切り】7月31日(水)

クイズの答え・住所・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1

直島町役場総務課「広報クイズ7月号」係

E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

※ご応募いただいた皆さんの個人情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さん、ペットの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。

※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1

直島町役場総務課「広報なoshima 〇〇〇コーナー」

E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

締め切り:7月19日(金)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

玉野市休日当番医 市外局番(0863)

日	内科	外科	歯科
7月14	海岸通りクリニック(宇野)31-3400	荘内クリニック(迫間)71-4976	橋本歯科医院(奥玉)31-8148
15	玉野三井病院(玉)31-4187	三宅内科外科医院(槌ヶ原)71-2277	半井歯科医院(築港)21-2861
21	青井医院(宇野)21-4370	玉野市民病院(宇野)31-2101	はしもと歯科医院(長尾)33-0055
28	玉野市民病院(宇野)31-2101	中谷外科病院(田井)31-2323	平山歯科医院(長尾)71-2850
8月4	田川医院(和田)81-8345	大西病院(田井)33-9333	ふじわら歯科医院(八浜町大崎)51-2488

※診療時間は、内科・外科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。

※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(7月15日~8月16日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
7/15	16	17	18	19
休診日	谷	午前 藤原・谷 午後 藤原	藤原	藤原
22	23	24	25	26
午前 藤原・谷 午後 藤原	午前 松木 午後 谷	午前 藤原・谷 午後 谷	午前 谷 午後 谷・井上	谷
29	30	31	8/1	2
午前 藤原・谷 午後 谷	谷	午前 藤原・谷 午後 藤原	藤原	谷
5	6	7	8	9
午前 藤原・谷 午後 藤原	谷	午前 藤原・谷 午後 谷	藤原	午前 藤原 午後 横山
12	13	14	15	16
休診日	藤原	午前 藤原・谷 午後 藤原	藤原	谷

※診療担当医は都合により変更することがあります。

※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00

※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30

※救急患者の場合は、診療時間外でも診療いたしますので、下記に電話してください。

(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。

(お知らせ)第4火曜日の午前中のみ泌尿器科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。

7/25(木)の午後のみ小児科外来が開設され、専門医の診察を受けられます。

ふれあい診療所 ☎087-892-2266

*** Mini Gallery

ミニ ギャラリー ***



横 防 岡崎 貢さんの作品
「横防外浜より見えるホテル」

OHK杯 第45回香川県少年柔道選手権大会

1年生男子 第3位 植松 天晴 さん



令和6年度 大学・地域共創プラットフォーム香川 香川わくわく子ども大学 2024 参加者募集！

場 所 高松大学、徳島文理大学、香川短期大学 **対 象** 小学生 **料 金** 無料

内 容 大学・短大の特色を活かした全14講座を開催しています。

開催日

〔7月〕20日(土)、27日(土)
〔8月〕3日(土)、10日(土)、20日(火)、
21日(水)、24日(土)
〔9月〕28日(土)

問 い

大学・地域共創プラットフォーム香川(窓口:徳島文理大学)

☎087-899-7207(平日 9:30~17:00)

※申し込みはホームページからのみとなります。
多数の場合は抽選となります。

詳細は
こちらから▶



「能登半島地震災害義援金」の協力お願いについて

能登半島地震災害義援金へ多くの皆さまより、温かいお気持ちをお寄せいただきありがとうございます。現在の日本赤十字社直島町区分での義援金受付状況を報告いたします。

なお、義援金の受付は令和6年12月27日までを予定しております。役場庁舎内と生協本店に募金箱を設置しておりますので、ご協力をお願いいたします。

皆さまからお預かりした義援金は、日本赤十字社を通して、被災地の方に届けられます。

令和6年6月28日現在 502,857円